令和6年産米の生産の目安について

I 令和6年産米の需給調整及び水田フル活用の方針

1 基本的な考え方

- (1)関係機関が連携の上、水田フル活用に向けた「ひと・もの・とち」一体的な取組の拡大を推進する。
- (2)米穀の需給及び価格の安定に資するため、県域及び地域の「生産の目安」を設定・提示する。
- (3) 実需者の求める山口県産米の生産を拡大するため、地帯別に品種を誘導するとともに、契約に基づく取引を強化する。
- (4) 農業者の経営安定及び水田の維持・活用のため、主食用米以外の加工用米・ 新規需要米、大豆及び麦等の需要情報を発信し、需要に応じた品目の生産拡大 を推進する。

2 基準単収の設定

(1) 生産の目安に用いる基準単収

ア 国が公表する「水稲の作柄表示地帯別10aあたり平年収量」の変化率を、前 年の基準単収に乗じ、当該年の基準単収とする。

イ 地域協議会は、協議会別単収と市町別単収のいずれかを選択する。

(2) 加工用米・新規需要米

地域の合理的な単収は、上記、生産の目安に用いる基準単収を準用する。

3 地域農業再生協議会及び生産調整方針作成者の取組

(1)地域農業再生協議会

地域の生産の目安及び需要情報を踏まえ、水田収益力強化ビジョンを策定する とともに、生産調整方針作成者(生産出荷団体等)を通じ、情報の提供や需要に 応じた生産が図られるよう助言を行う等、農業者が作付計画の判断ができる体制 を構築する。

(2) 生產調整方針作成者

水田収益力強化ビジョンを踏まえ、需給調整に向けて、方針に参加する農業者と取組を実施する。

Ⅱ 令和6年産米の協議会別及び市町別の基準単収

1 水稲の作柄表示地帯別10a当たり平年収量(1.70ミリベース)

	区 分	令和4年産	令和5年産	R 5 / R 4
Ц	Ц П	504kg	504kg	100.0%
	東部	482kg	482kg	100.0%
	西部	511kg	511kg	100.0%
	長 北	504kg	504kg	100.0%

[※] 令和4年6月及び令和5年6月公表、農林水産省

2 令和6年産米の協議会別及び市町別の基準単収

水稲の作柄表示地帯別10a当たり平年収量の変化率を前年の基準単収に乗じて、 令和6年産米の基準単収は、以下とする。

(単位:kg/10a)

地帯	協議会名	協議会別単収	市町名	市町別単収
*따 때		461		461
	周防大島	401	周防大島町	
	岩国	488	岩国市	488
			和木町	466
		479	柳井市	479
			上関町	425
東部	南すおう		光市(旧大和町)	483
			田布施町	486
			平生町	467
		481	下松市	483
	周南		光市(旧光市)	483
			周南市	481
	7大方法44	508	防府市	505
	防府徳地		山口市(旧徳地町)	513
		518	山口市	513
	山口中央		山口市(旧阿東町)	527
西部		512	宇部市	511
	山口宇部		山陽小野田市	514
			山口市(旧阿知須町)	513
	下関市	509	下関市	509
	美祢市	508	美祢市	508
	長門	496	長門市	496
長北	あぶらんど萩	510	萩市	508
			阿武町	520
	504			

Ⅲ 令和6年産米の生産の目安等の設定

令和6年産山口県産米の生産の目安は、令和5年産生産の目安と同水準の83.500トンに設定

1 全国の米適正生産量

・農林水産省は、令和5年10月19日「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を公表し、安定供給を確保するための民間在庫量水準を176万トンとするとともに、令和6年産適正生産量を669万トンと設定。

「令和5年産の適正生産量669万トン(令和4年10月20日「米穀の需給及び価格」の安定に関する基本指針」)と同水準。

2 山口県産米の生産の目安

- ・令和5年産までの生産の目安は、山口県の前年在庫量、前年生産量、前年及び 当年の年間予想需要量を基に算出していたが、実態と乖離する傾向。
- ・令和6年産から、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で設定される る適正生産量の対前年比を前年産の生産の目安に乗じて設定する方法に変更。 (令和6年産の場合)

R6産生産の目安(県)

- =R5産生産の目安(県)×R6産適正生産量(国)÷R5産適正生産量(国)
- ・令和6年産適正生産量が令和5年産と同水準であることから、上記算出方法により、令和6年産生産の目安を令和5年産と同じ83,500トンに設定。

3 地域の生産の目安

・令和6年産米の地域の生産の目安は、別添「令和6年産米地域別生産の目安及び加工用米・飼料用米等の需要情報」のとおり設定。